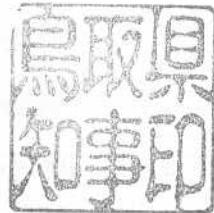


入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年4月8日

鳥取県知事 平井 伸治



1 入札に付する事項

(1) 次に掲げる物件の売却

番号	売却物件	年式	数量	予定価格（円） (最低入札価格)	入札保証金（円）
鳥取1	ねじマイクロメーター7個セット	昭和35年、昭和44年	1	1,400	140
鳥取2	B5チューブファイル3個セット	不明	1	150	15
鳥取3	MOディスク14個セット	不明	1	280	28
鳥取4	2HDフロッピーディスク27個セット	不明	1	100	10
鳥取5	2DDフロッピーディスク19個セット	不明	1	100	10
鳥取6	光電池照度計	昭和53年	1	100	10
鳥取7	天球儀6個セット	昭和42年、昭和43年	1	600	60
鳥取8	三脚	不明	1	10	1
鳥取9	ペーパーカッター	不明	1	100	10
鳥取10	印刷機用マスター4個セット	不明	1	400	40
鳥取11	印刷機用インク6個セット	不明	1	600	60
鳥取12	AM/FMラジオ	不明	1	100	10
鳥取13	段差解消リフト	平成14年	1	50,000	5,000
鳥取14	【ジャンク品】24枚撮りフィルム17個セット	不明	1	170	17
鳥取15	【ジャンク品】カメラ	不明	1	10	1
鳥取16	【ジャンク品】OHP①	不明	1	100	10
鳥取17	【ジャンク品】OHP②	不明	1	100	10
鳥取18	ゴミ箱	不明	1	10	1
鳥取19	ゴミ箱（2個セット）	不明	1	10	1
鳥取20	電話	不明	1	10	1
鳥取21	夢みなど博覧会特別記念入場券	不明	1	100	10
鳥取22	夢みなど博覧会絵葉書	不明	1	10	1
鳥取23	夢みなど博覧会公式記録本	不明	1	10	1
鳥取24	夢みなど博覧会入場券・絵葉書・公式記録セット	不明	1	115	11
鳥取25	夢みなど博覧会入場券・絵葉書・公式記録セット	不明	1	115	11
鳥取26	夢みなど博覧会入場券・公式記録セット	不明	1	108	10

鳥取27	夢みなと博覧会入場券・公式記録 セット×2	不明	1	210	21
鳥取28	夢みなと博覧会入場券・公式記録 セット×2	不明	1	210	21
鳥取29	夢みなと博覧会公式記録本2冊 セット	不明	1	18	1
鳥取30	夢みなと博覧会公式記録本2冊 セット	不明	1	18	1
鳥取31	夢みなと博覧会公式記録本2冊 セット	不明	1	18	1
鳥取32	夢みなと博覧会公式記録本5冊 セット	不明	1	42	4
鳥取33	夢みなと博覧会公式記録本5冊 セット	不明	1	42	4
鳥取34	夢みなと博覧会公式記録本5冊 セット	不明	1	42	4
鳥取35	夢みなと博覧会公式記録本10冊 セット	不明	1	90	9
鳥取36	夢みなと博覧会公式記録本10冊 セット	不明	1	90	9
鳥取37	夢みなと博覧会公式記録本10冊 セット	不明	1	90	9

(2) 入札参加申込期間及び申込場所

ア 入札参加希望者は、平成26年4月8日（火）午後1時から同年4月25日（金）午後2時までの間、鳥取県が定める鳥取県インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、ヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。 <http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>）により、参加仮申し込みを行うこと。

イ 入札保証金は、アの手続きの際に、クレジットカードによる納付を選択すること。

(3) 入札期間及び入札場所

(2) の手続を完了した入札参加者は、平成26年5月14日（水）午後1時から5月21日（水）午後1時までの間に、売却システム内で入札を行うこと。

(4) 開札日時及び場所

平成26年5月21日（水）午後1時から、売却システム内で開札を行う。

2 ガイドライン及び契約条項の交付

平成26年4月8日（火）午後1時から同年4月25日（金）までの間に売却システム内及びインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/201325.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

平成26年4月8日（火）午後1時から同年4月25日（金）までの間（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

なお、平成26年4月8日（火）は午後1時からとし、平成26年4月25日（金）は午後1時までとする。

(2) 交付場所及び入札に係る問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県会計管理者会計局会計指導課電算担当

電話 0857-26-7436

3 契約する者及び契約担当部局

番号	契約する者	契約担当部局
鳥取1～17	鳥取県立鳥取西高等学校長 河田 透	鳥取県立鳥取西高等学校

4 入札手続等

(1) 郵便又は電信による入札の可否

郵便又は電信による入札は認めない。

(2) 下見会

番 号	開催日時	場 所
鳥取1～17	平成26年4月18日(金) 午前10時から午後4時まで	〒680-0011 鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校 0857-22-8281
鳥取18～37	平成26年4月8日(火)から 4月24日(木)まで 休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで ただし、下見する日時の1週間前に事前連絡すること。	〒680-0017 鳥取市尚徳町101 鳥取県立公文書館 電話 0857-26-8160

(3) 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 政令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ ガイドライン及びヤフオク！に関する規約・ガイドラインの内容を承諾、順守できない者

エ 1の(2)の手続を行っていない者又は1の(2)に定められた期間内に手続が終了しなかった者

オ その他知事が不適当と認める者

(4) 入札保証金

本件入札に参加する者は本件公告に掲げた入札保証金を納付しなければならないが、1の(2)のイにより参加申し込みを行い、ヤフー株式会社からクレジットカード売上承認に係るカード与信枠を取得している事実を証する書面が県に提出された場合は、入札保証金納付に代わる担保の提供があったものとみなす。

なお、落札できなかった場合は、入札期間満了後に担保の返還を行うものとする。

(5) 入札及び開札

ア 入札者は、1の(3)に定められた期間内に売却システム内に入札価格を登録する手続を行うこと。ただし、この登録は1回限りしか行うことができない。

イ 開札は、平成26年5月21日(水)午後1時から、売却システム内で行う。

ウ 入札者は、政令、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)を熟知の上、入札すること。

エ 入札後、本件公告、ガイドライン、物件情報等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

オ 入札者は、その理由いかんにかかわらずいったん登録した入札価格の書き換えを行うことはできない。

(6) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札保証金と同額の金額を納付しなければならない。

なお、落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金に充当する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札

イ 入札者の求められる義務を履行しない者の入札

ウ 入札に関して不正のあった者の入札

エ 4の(4)に定める入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金の額が各物件ごとに定めた額

に満たない者のした入札

- オ 同じ物件について2以上の入札を行った者の入札
- カ 委任状のない代理人の入札
- キ 他の入札者の代理を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- ク 政令、会計規則、本件公告に違反した入札

(3) 契約書の要否

不要。ただし、落札額が1件100万円を超える物件については、契約書を作成する。

(4) 落札者の決定方法

本件公告に掲げた予定価格（最低入札価格）以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ（売却システム上の自動抽選）により決定するものとする。この場合、くじを辞退することはできない。

(5) 用途制限

この公告の物件は、次の各号に掲げる用途に対し制限を付し、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付するものとする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用途

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細はガイドラインによる。